

第55回 規制改革会議 議事録

1. 日時：平成27年12月21日（月）15:00～16:37
2. 場所：中央合同庁舎第4号館12階全省庁共用1208特別会議室
3. 出席者：
 - （委員）岡素之（議長）、大田弘子（議長代理）、安念潤司、浦野光人、大崎貞和、
翁小百合、佐久間総一郎、佐々木かをり、滝久雄、鶴光太郎、長谷川幸洋、
林いづみ、森下竜一
 - （政府）河野内閣府特命担当大臣（規制改革）、酒井内閣府大臣政務官、
西川内閣府審議官、松永内閣審議官
 - （事務局）羽深規制改革推進室長、刀禰規制改革推進室次長、山澄参事官、渡邊参事官、
佐久間参事官、大熊参事官、平野参事官

4. 議題：

（開会）

1. 民泊サービスについて
2. インバウンドの急増を見据えた規制改革について
3. 規制改革ホットラインについて
4. 規制レビューについて

（閉会）

5. 議事概要：

岡議長 定刻になりましたので、これより第55回規制改革会議を開会いたします。

本日は、金丸委員、松村委員が御欠席でございます。また、河野大臣、酒井政務官に御出席をいただいております。

本日の議題は、民泊サービス、インバウンドの急増を見据えた規制改革、規制改革ホットライン、規制レビューの4項目でございます。

会議の開会に当たりまして、河野大臣から御挨拶をいただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

河野大臣 今日、お忙しいところ、お集まりをいただきまして、ありがとうございます。

また、委員の皆様には、精力的に御議論を賜りまして、本当にありがたく思っております。

今日は、いよいよ民泊に関する御意見の取りまとめをしていただくこととなります。インバウンドとも密接に関係をしておりますが、東京、大阪、京都を初め、都市圏ではホテルの空き室がないという状況にもなっております。そんな中で、それを補完するだけでな

く、新しい観光、その他のニーズを掘り起こすという意味でも、民泊というのは、大いに期待をされる場所だと思います。

ただ、いろんな外部不経済の問題もございますから、どのようにこれを伸ばしていったらいいのかということでは、いろんな議論もあると思います。そういう意味で、しっかりとしたルールを作っていただくことが、今、何となくグレーゾーンとか、あるいはややブラックというところもございますけれども、そこはだめですと言うためにも、しっかりとしたルールづくりが必要なのだらうと思っております。やや現実が先行してしまっている嫌いがなきにしもあらずでございますが、しっかりとした御意見の取りまとめをいただきまして、政府としても、この分野にきちんとしたルールを作ってまいりたいと思っておりますので、活発な御議論の上、意見の取りまとめをお願いしたいと思っております。どうぞよろしくお願い申し上げます。

議長、議長代理、いつもありがとうございます。

岡議長 大臣、ありがとうございました。

それでは、報道関係の皆様は、ここで御退室をお願いいたします。

(報道関係者退室)

岡議長 それでは、議事に入りたいと思っております。

議題1は「民泊サービスについて」でございますが、まず、事務局より、資料1について説明をいただいた後、意見交換をしていきたいと思っております。

それでは、事務局、お願いいたします。

渡邊参事官 御説明申し上げます。

民泊サービスにつきまして、これまで本会議、ワーキング・グループで御議論いただきました。それを「民泊サービスの推進に関する意見(案)」という形で、取りまとめてございます。

「1.改革の視点」でございます。

(1)、本年6月の規制改革実施計画におきまして、民泊サービスについては、幅広い観点から検討して、平成28年に結論を得るということが、閣議決定されております。これを受けまして、当会議におきまして、本年10月以降、関係省庁、有識者、事業者等からのヒアリングなどを行いまして、検討を進めていただいております。10月15日の会議では、総理から、民泊サービスの規制を改革していく、特区の先行事例を踏まえて、特区と連携をしながら、突破口を開いていただきたいという御発言があったところでございます。

(2)、民泊サービスにつきましては、実態が先行し、必要な旅館業の許可を得ていない事例が多く見られるとの指摘もございます。政府といたしましては、早急に適切なルールを策定し、推進していくことが必要であると考えてございます。

(3)、ITを活用したシェアリングエコノミーにつきましては、経済効果、国民の利便性向上といった観点から、これを推進していくことが必要でございます。シェアリングエコノミー全般の特性といたしまして、御議論をいただきましたように、従来のような事前

型の業規制を基本にしましては、適正な規制は困難であること、サービスの適切な利用を確保するためには、仲介事業者に対する規制の在り方が課題となること等がございます。当会議といたしましては、当面、その一分野である民泊サービスについて、集中的に検討することとしてございますけれども、その際、このような特性を踏まえて、新たな規制の在り方を検討することが必要だろうと考えてございます。

「２．今後取り組むべき課題」といたしまして、（１）、このような民泊サービスの実態、宿泊ニーズを踏まえれば、できる限り早期に成案を取りまとめることが必要であり、関係省庁における検討をスピードアップすべきである。

２ページ目でございます。（２）、民泊サービスの推進に当たって、当会議として、以下の課題への取組を提言する。

、旅館業法など関連法令における規制との関係を手当てすることにとどまらず、一定の民泊サービスにつきましては、旅館業法の適用除外とした上で、必要な規制を新たに行うことも含め、抜本的な対応を検討すべきである。

、サービス提供者の把握を的確に行う観点からの届出制や、仲介事業者によるサービスの提供を適切に管理するための許可制などを含め、幅広く検討し、適切な規制の下で、ニーズに応えた民泊サービスが推進できるよう、民泊サービス全体をカバーする規制体系を構築すべきである。

、サービス提供者や仲介事業者が外国人、あるいは外国法人の場合も含め、規制の適切な執行体制を確保すべきである。

（３）、民泊サービスは、宿泊サービスに多様な選択肢を与え、新たな宿泊需要を喚起し得るものでありますけれども、他方、その推進に当たりましては、上記のほかにも、安全・安心の確保、外部不経済への対応、既存業態との関係等、様々な課題がございます。これら課題への対応策を的確に盛り込みまして、民泊サービスの拡大に向けて、段階的な取組とすることも含め、大胆な検討を進めるべきであるとしてございます。

３ページ以降、別紙として、これまでの議論を踏まえまして、今、申しあげました様々な検討課題を整理してございます。

「１．民泊サービス推進に当たって考慮すべき事項」としまして、安心・安全の確保等ということで、衛生管理、治安の維持、適切な課税でございます。

外部不経済への対応ということで、周辺の住民とのトラブル防止、周辺の住民の安心確保、騒音、ごみ出しなどへの対応もございますし、苦情の連絡先を含む苦情への対応体制がございます。

既存業態との関係ということで、旅館・ホテルとの競争条件も課題になるわけでございます。

「２．現行規制との関係」ということで、全部は御説明申し上げませんが、旅館業法との関係での都道府県知事等の許可、あるいはその他、換気、採光等宿泊者の衛生に必要な措置を講じる義務、宿泊者名簿を備える義務などが規定されてございます。

建築基準法の関係でも、いわゆる用途地域の関係で、建築できる建築物が制限をされてございます。

4 ページ目、建築基準法でも、構造設備の基準がございまして、消防法の関係でも、ホテル・旅館に求められる設備が定められております。

旅行業法の関係でも、旅行業の場合、登録が必要なわけではございますけれども、旅館業に該当するサービスである場合には、これを仲介する事業は、旅行業に該当して、登録が必要になるという関係になってございます。

このようなことでございますので、先ほど意見の中でも記載をしておりますとおり、それらについて、一つ一つ手当てすることにとどまらず、一定の民泊サービスについては、旅館業法の適用除外とした上で、必要な規制を新たに行うことも含め、抜本的な対応を検討すべきではないかということにしております。また、その際、どのような民泊サービスについて適用除外とすることが適切かということで、下の参考に、民泊サービスの諸類型を並べてございます。

ホスト在室時と不在時があるということで、戸建住宅の自宅、集合住宅の自宅、いずれも生活の本拠である場合ですが、生活の本拠でない場合、戸建住宅の別荘、集合住宅の別荘というものも、類型としてあろうかと思っております。

それから、ホストが常に不在の場合として、戸建住宅の空き家、集合住宅の空き室というものも、類型としてあろうかと思っております。

注でございますけれども、自宅以外の場合については、投機目的という場合もございまして、集合住宅については、規約の関係、賃貸物件の場合には、賃貸借契約との関係も考慮が必要だと考えてございます。

5 ページ目「3. 規制の在り方」でございまして。

(1)、ホスト及び仲介事業者への規制の内容ということで、こちら意見の本文にあらましを書いてございますけれども、ホストに対する規制につきましては、民泊サービス推進の観点からは、緩やかであることが望ましいと思っておりますけれども、一方で、その把握を的確に行う観点から、届出制などとするということも、検討すべきではないかとしてございます。

仲介事業者に対する規制につきましては、ホストあるいはゲストへのサービスの提供を適切に管理することが必要であり、その前提として、どのような規制が必要か。届出制、登録制のほか、許可制という御議論もありましたので、そちらも含めて幅広く検討することが必要ではないかとしてございます。

(2)、規制の執行ということで、規制の適切な執行体制の確保。特にホスト、仲介事業者が外国人、外国法人の場合を含め、どのような規制とすることが適切かというところが、大きな検討課題になろうかと思っております。

(3)、主務官庁として、規制の主務官庁については、どうするかという問題。

(4)、法体系ということで、以上のような検討課題について、法律上、どのように位

置くべきか、旅館業法の一部改正で対応できるか、あるいは新法が必要かというところも、課題になるかと思っております。

最終ページは、参考ということで、これまでの総理の発言、実施計画の抜粋を付けてございます。

以上でございます。

岡議長 ありがとうございます。

それでは、ここから意見交換に入りたいと思います。どの視点でも結構でございます。御意見をいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

鶴さん、お願いいたします。

鶴委員 どうもありがとうございます。

既に委員の皆様方で御議論していただいて、御意見をまとめていただいたということで、私もこの内容につきましては、これで結構だと思っております。

その上で、2点、お教えいただきたい点がございます。

1点目は、この会議でも、それから、先ほど河野大臣の御挨拶でも、外部不経済の問題が非常に問題になったと思います。委員の中では、基本的に民泊をどんどん進めていくべきだということでは、一致していると思うのですが、その問題だけについては、対応策をどうやるのかということで、具体的な議論が出てこなかったということで、大きな課題だと思います。

今の意見の構成を見ると、外部不経済の話は(3)のところ、三つの課題の中の一つということで挙げられて、別紙の方で、やっと具体的なものが書いてあるということなので、前半の意見には、余り詳しく書き込まなくて、別紙で少し書き込まれたということで、これは何か特別な御配慮があって、こういう書き方をされたのかということで、事務局からでも、お答えしていただけるようでしたら、経緯などを教えていただきたいと思います。

2点目は、政府としての検討体制がどういうふうになっているのかということについて、他の会議体とか、検討会などとの関係をお教えいただきたいと思います。規制改革会議が意見をまとめたことにおいて、今後この意見がどういう形で、最終的に民泊の問題、政府としての意思決定にどういう形で反映されるのか、ほかの会議体との関係は、現時点でどうなっているのか、お教えいただきたいと思います。

以上です。

岡議長 ありがとうございます。

今の2点の質問に対して、事務局から回答をお願いいたします。

渡邊参事官 1点目、外部不経済の関係、別紙にとどまっているという御指摘だったと思いますが、外部不経済の問題が非常に大きな問題だということは、事務局としても、重々承知をしております。

別紙の書き方といたしまして、考慮すべき事項ということで、安全・安心の確保等と並び、外部不経済への対応は、非常に大きな問題として書いてございますけれども、2ペー

ジ目の本文との関係で申し上げますれば、考慮すべき事項として書いたものは、当然のこととございますが、それ以降の法律上の規定の在り方として書いてある2番目と3番目の記述のうち、旅館業法の適用除外の関係でありますとか、届出制、許可制ということも含め、よく検討すべきということと、規制の執行の関係を、特に2ページの(2)で特出しをして書いておるといこととでございます。外部不経済の関係の部分、1番の部分が重要ではないということではもちろんございませんで、そこに特段の他意はございません。外部不経済への対応ということは、大きな問題として、今後の検討課題として、重々承知をしております。

2点目、他の会議との関係でございますけれども、今日も、正に厚労省、観光庁の検討会が同時並行で開催をされておりますが、特に旅館業法の所管省庁である、厚労省が担当している検討会が、まず大きな検討の場になろうと思っております。こちらの御意見をまとめていただければ、それを踏まえまして、そちらの検討会で、今後、検討がなされるということで、承知しておりますのは、来年3月中に中間取りまとめをして、夏から秋に最終的な報告書を取りまとめると聞いてございますので、まずこちらの意見を踏まえまして、そちらの検討会で御検討いただき、3月の中間取りまとめがなされる。

それから、当会議との関係で申し上げますれば、6月頃の答申がございまして、そちらの検討も踏まえまして、6月時点で、一定の方向性というものは、答申におまとめをいただけるものと思っております。

一方で、仲介事業者との関係でありますと、内閣官房のIT室で、仲介事業者についてシェアリングエコノミーの横串の検討もしております。

それから、今、観光ビジョンの関係の検討もされておまして、その一要素として、民泊の関係も入ってくるものと理解しておりますけれども、そちらも3月中の取りまとめが予定されておりますので、いずれにせよ、民泊のサービスの検討は、いろんなところで検討されておりますが、3月が一応の節目ということで、今回おまとめいただければ、この意見の内容も踏まえて、それぞれ御検討いただいて、さらにそちらの検討をフォローしつつ、規制改革会議といたしましては、答申に向けて検討を進めていく、そのようなスケジュールになろうかと思っております。

岡議長 ありがとうございます。

鶴さん、よろしゅうございますか。

鶴委員 はい。

岡議長 大崎さん、お願いいたします。

大崎委員 意見の表現ぶりについて、2カ所ほど、意見を申し上げたいと思います。

一つは、1ページ目の(3)の上から3行目「従来のような事前型の業規制を基本にしては適切な規制は困難である」という表現なのですけれども、事前型の業規制が適切でないということでは、ないのではないかという気がしていて、例えば従来のような、サービス提供者に対するとか、あるいは主としてサービス提供者に対する事前型の業規制という

表現にした方が、分かりやすいと思います。すぐ後に、仲介事業者に対する規制のあり方という話も出てきますので、事前型の業規制を排除してしまうという話になると、こちらも事前はまずいのかということにならないのか。余計な心配かもしれませんが、それが一つ気になりました。

もう一点は、もっとささいなことなのでございますけれども、別紙、4ページ目の注のところで「自宅以外については、投機目的で保有されている場合がある」という表現なのですが、これは色が濃過ぎるというか、投機というのは、非常に悪いニュアンスがございましてけれども、もうちょっと中立的に、例えば「投資目的」ということではどうか。

その2点でございます。

岡議長 ありがとうございます。

事務局、何かコメントはありますか。意見として受けてよろしければそうします。

刀禰次長 今、2点ございましたけれども、一つ、従来のような事前型というのは、今、大崎委員が正に言われた趣旨でございますので、適切な表現に直すということであれば、直していただいてよろしいかと思いますが、その場合、案文をお決めいただければということでございます。

今、ございましたような、サービス提供者に対するということであれば、サービス提供者も一定の規制は必要になるわけでございますけれども、やはりシェアリングエコノミーの特質からした場合、もともと個人の方が片手間にやることも含めたサービス提供者、これまでの業でやっていた方と同じようなことは、難しいということを申し上げたかったので、文章を適正化していただく分には、よろしいかと思えます。

もう一点の「投機目的」というのは、投資の一部が投機だと思えますので、幅広く投資目的という、別に良い悪いという話をしていただければでございますので「投資目的」に直していただくことも、よろしいかと思えます。

岡議長 今の部分については、「投機」を「投資」に変えることにしたいと思えます。

第1点については、事務局がこの文案を作ったもとの趣旨は、そのような趣旨で、表現の問題ということであれば、表現を考えてみてください。

ほかにいかがですか。佐久間さん、どうぞ。

佐久間委員 ありがとうございます。

私は1点、この資料の中身どうこう、文言どうこうということではございません。質問的なものでございますけれども、この問題は、外部不経済の問題が非常に大きい問題で、なおかつプラクティカルに言えば、マンション規約等の問題、マンションの他の所有者、居住者との問題というのが、非常に大きい問題になるだろうと思えます。

その点で、今、検討されているのが、厚労省と観光庁ということで、国交省の方は、そういう検討に入っていないわけですか。つまり外部不経済との関係というのは、今でも縦割りの問題があるのですが、国交省がゾーニングだとか、そういうところで見ている。あと、マンションの管理規約というのは、国交省の管轄なので、ある意味で非常に重要な

事項になると思うのですが、その辺について、どうなっているのか、教えていただければと思います。

岡議長 まず事実関係を説明してください。

渡邊参事官 厚労省と観光庁の検討会、省庁の出席者といたしましては、厚労省の生活衛生課、観光庁の観光産業課のほかに、国交省の住宅局が、建築基準法の用途規制、構造設備基準の関係もございますので、出席しておられますし、先ほど申し上げました、消防庁の規制の関係もございますので、消防庁の予防課さんも出席をしておられて、主催者としては、厚労省、観光庁と言っていますが、関係の省庁の課は、全て出席の上で検討がなされていると、承知をしております。

先日、地域活性化ワーキング・グループでも、同じく厚労省と観光庁だけでなく、住宅局の建築基準法の担当の課、消防庁の消防法の担当の課にも御出席をいただいて、建築基準法、消防法も含め、御説明をいただきましたので、そのような形で、いずれも検討会に出席をして、検討を進めていると承知しております。

佐久間委員 ありがとうございます。

この問題は、最後、マンションの管理規約、国交省のひな形的なものの改定の問題にもつながると思いますので、御検討のほど、よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

岡議長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。林さん、どうぞ。

林委員 資料1の意見については、賛成でございます。

「2. 今後取り組むべき課題」の(1)で、関係省庁における検討をスピードアップすべきであるという点なのですが、先ほど来のお話によれば、来年3月に中間取りまとめをされることが決まっているそうでございまして、そうだとすると、我々として、今、ここで意見書を出す意味があるとすれば、もう一言、何か加える必要があるのではないかと。

厚労省と観光庁の検討会と内閣官房のIT本部でされている検討が、別々に持たれているというのも、どうなのだろうか。仲介の問題と提供する側、いわゆる旅館業の側に当たるサービス提供者の問題は、この件については、パッケージではないかと思ひます。そうしますと、別々のところで、それぞれ中間取りまとめをするのではなく、議論を一緒に進めていただくことも御検討いただくことが、スピードアップのためには、役に立つのではないかと思っております。

以上です。

岡議長 ありがとうございます。

事務局、お願ひします。

刀禰次長 今の点につきまして、補足をさせていただきます。

先ほど参事官から御説明した、政府の関係会議の部分で、3月の中間取りまとめということがございましたが、中間取りまとめがどこまでの内容になるかは、まだはっきりはし

ておりません。むしろ現行の法令の中でできることは何かということも、追記をしていきたいというお話が出ておりますので、そういった点がございます。

厚労省、観光庁の検討会といたしましては、夏から秋に最終的に報告を取りまとめたいということをご第1回の会合で合意がされております。我々の地域活性化のワーキング・グループ等でも、少し議論が出ていたと思いますけれども、夏から秋という多少幅がある議論の中で、しかも、飽くまでも検討会の取りまとめでございますので、役所として、政府としての最終的な判断がいつになるかということは、必ずしもはっきりしておらないという状況があるかと思えます。

その中で、一つは、先ほど少し申し上げましたが、観光ビジョンというものを年度内に作るということで、これは官邸で、総理、官房長官がやっておられますけれども、そういった中にも、具体的な内容をどこまで盛り込むかという論点もあろうかと思えますし、また、当規制改革会議としても、今回のこの検討は、資料の後ろにもつけてございますけれども、6月の閣議決定の中で、28年結論という形で、厚生労働省に所管省庁として検討を依頼しているわけでございますが、その後の状況を見ますと、民泊の動きというのは、非常に早うございまして、毎月のように、規制対象となり得る方とか、泊まっておられる方も、加速度的に増えている。

先般、ワーキング・グループでヒアリングを行ったときには、現在、最も成長しているマーケットが日本であるという説明も事業者からございましたので、そういう意味では、一刻も早く規制体系を考えていくことが重要ではないかということで、この中では、このような形のスピードアップということで、いろんな意味でのスピードアップがあろうかということで、書いている点がございます。ただ、そこは御議論いただければと思います。

あと、あわせて、関係省庁との関係で申し上げますと、先ほどのIT本部のものは、発想が最初から違う部分がございます、ITの利活用を一層進めていくという観点、そういう中で、何ができるかということで、他のテーマとあわせて、いろいろな検討が行われておると、承知をしております。

その中の一つのテーマとして、シェアリングエコノミーの推進がある。そうなったときに、シェアリングエコノミーがITというツールを用いた中で、これまでのほかのものとの現象としての違いは、やはり仲介事業者が間に入ることによって、多様なサービスが出てくる。そのときに、仲介事業者をそのまま何もしないというわけには、現実、難しいのではないかと。しかし、シェアリングエコノミーを進めなければいけないということで、横断的なあり方を検討すべきではないかという問題意識があったと、承知をしているところでございます。この点、もし安念先生から補足があれば、お願いしたいと思えます。

そういう意味では、横軸で仲介事業者に関する規制を考えるという部分と、厚生労働省、観光庁、そして、我々が後押しをしている民泊という縦軸で議論をしておりますので、重なる部分が出てきますので、その点で、齟齬がないようにしなければいけないというのは、政府関係者皆共有した認識でございます。具体的にいろんな報告書が出ておりますが、

案を作る際には、そこがきちっと整合性を持って取り進められないと、政府として、全体の政策が進みませんので、それが必要であるということは、内閣官房にも我々からお話を
して、調整をしていただいていると承知をしております。

検討のともとのスタートがちょっと違うものですから、今、我々としては、実際の法令を所管している関係省庁に、このような形で申し上げておけば、あとは政府内の調整としても、話が矛盾するようなことにはならないのではないかと、認識しているところでございます。

岡議長 林さん、よろしいですか。

林委員 ベストシナリオでいけば、問題ないのだろうと思いますけれども、できる限り早期に成案を取りまとめるとか、スピードアップすべきであるという書き方になっているのは、なぜなのか特にこだわるものではありませんが、ちょっと不思議に思った次第です。

岡議長 私の理解では、できる限り早期とか、スピードアップということで、表現として十分だという認識で文案ができていますのだと思いますが、それ以上突っ込んだことを書けない理由はないですね。

刀禰次長 議長御指摘のとおりでございます。ただ、元々の構成で申し上げますと、6月の閣議決定において28年結論ということで、規制改革会議として結論を出し、その点について閣議決定いただいております。ですから、28年の結論であれば、関係省庁は閣議決定の義務を果たしていることになろうかと思えます。

ただ、その後の状況を見る中で、27年はもうすぐ終わってしまいますので、27年中というのは、現実、難しいと思いますので、28年の中では、できる限り早く結論を出していただきたい。その結論といたしますのも、段階的なこともあるかもしれませんので、できるものを順番に、あと、実際のいろんな調整も必要になると思えますので、正にできる限りということだと思っております。

関係省庁も28年の何月にまとめるか、彼らは先ほど夏から秋という判断をしておったところでございますので、それを我々としてはできるだけ早く取りまとめ、可能でありますれば、答申、閣議決定の際に、フォローアップとしても、さらに進んだ形を見ることができれば良いという形で、書かせていただいております。何か良い御提案があれば、それでいけないという特段のことはなからうかと思えます。

岡議長 そういうことでよろしいですか。

林委員 28年3月とか、27年度末とか、それが厚労省の中間取りまとめの時期であれば、そこも一つのめどだと思った次第ですけれども、先ほど申し上げたように、こだわるものではございません。

岡議長 今、事務局から説明がありましたように、もともと28年と言っていたものが、民泊をめぐっての世の中の情勢がそんなにのんびりしたことでは追いつかないという雰囲気になって、厚労省、観光庁、あるいは国交省の検討委員会の方でも相当スピードアップを図らざるを得ない状態になっていると思えますし、さらに安念さんが主査をやっておら

れるIT戦略本部の方でも、大きなIT利活用の中でこのテーマをドリルダウンして議論されている。さらに観光ビジョン構想会議なるものが立ち上がって、その中でも民泊の話が出てきています。

我々規制改革会議としては、前期に答申をし、閣議決定された結果をフォローアップしているわけですが、このタイミングで出せば、関係する各会議、特に厚労省、観光庁の検討会に対して、それなりのインパクトのある意見を出せるのだろうと考えております。ただ、その中で、3月までに、というところまで言えるかどうかになると、向こうの事情もあるでしょうから、できるだけ早く、という表現で急いでもらおうということだと理解しておりますので、よろしく願いいたします。

ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

大田さん、よろしいですか。

大田議長代理 はい。

岡議長 先ほどの佐久間さんからの御意見も含めて、従来のワーキング・グループの議論等々の中で私自身が一番大切だと思ったのは、やはり外部不経済、別の言い方をすると、周辺住民に対する問題を解決しながら、民泊サービスをいかに展開していくのかということではないかということですが、先ほど、このところをもう少し強調したらどうですかという御意見をいただきました。

本文の2の(3)の課題として、並列的に「安心・安全の確保」「外部不経済への対応」「既存業態との関係等」とありますが、これらは全部大切なのです。決して、安全・安心の確保が軽いということではないのですが、今日の皆さんの意見も聞きながら、当会議として、ワーキング・グループの中であれだけ議論された外部不経済への対応について、もう少し強調した表現ができるかどうか考えてみたいと思った次第ですが、安念さん、いかがでしょうか。

安念委員 それは本会議での議論としても、よく承知しておりますし、避けては通れない問題ですので、また事務局と相談して、ワーキング・グループでも検討してみたいと思います。

一つ、皆さんの御意見というか、お知恵を拝借したいと思うのは、この問題は、旅館業法プロパーの問題として見るなら、そんなに難しくないのではないかと考えているのです。といいますのは、今でも簡易宿所の要件というのは、延床面積33平米という要件があるのですが、いわゆる農家民宿と称するものについては、特別法によってその要件が除かれています。除かれているだけですが、農家民宿も旅館業法上の旅館として位置づけられているのです。しかし、33平米要件を除いてしまうと、他の要件は大したことがないので、適切な換気をしるとか、トイレがなければいけませんみたいなことが書いてあって、それは当たり前の話です。だから、旅館業法の中でも、農家民宿は一般の民家で開業できるわけですから、農家民宿との並びで考えていけば、民泊を旅館業法の中に入れるか、外に出すかはともかくとして、旅館業法的な規制をクリアするというのは、それほど難し

くないのではないかと思うのです。

もう一つは、消防法です。消防庁が、いつもとにかく端から全部だめと言うのですが、平たく言えば、初めていけるということを使ったのです。要するにマンションでもそこそこいけるし、一戸建てなら、大した問題はないと言ったのです。私は本当に驚きました。

だから、旅館業法は何とかいけそう、消防法も何とかいけそうなのですが、やはり佐久間さんがおっしゃったように、最後に残るのは、用途地域制なのです。今のところ、住専、住居専用地域については、旅館は出せないわけです。もし民泊をやっていいということになったとして、住居専用系のゾーンのところで、やっていいと言うかどうかというのは、非常に大きな政策上の判断だと思うのです。だから、そこをどう考えていいのかわからなくて、わからないだけなのです。ですから、何かお考えがあったら、お聞かせいただきたいということです。

岡議長 今の安念さんの御発言に対して、どうでしょうか。

安念委員 今、この場でなくても結構です。

岡議長 あれば、お願いします。大崎さん、どうぞ。

大崎委員 なるほど、それは確かに大きな問題だと思ったのですが、シェアリングエコノミーの本質というのが、自分が持っている余力をほかの人と分かち合うということだとすると、先ほどもお話のように、事務局が気になると書かれていた、投資ないしは投機の目的で持たれているものなどは別として、例えばホストが同居しているときに泊めてあげるといえるのは、住居地域でも、本来、何ら問題がないはずなのです。

そこは、もうちょっときめ細かく議論しなければいけないのではないかとということが、前の本会議でもあったと思いますし、今、既に検討されている他省庁の場でも出ていると思うのですけれども、余り一律に切ってしまうことにならないような、解決を期待したいです。例えば住居専用地域はだめということにならないような議論を、大いに期待したいと思います。

岡議長 ありがとうございます。

今のテーマについて、ほかに御意見があればお願いしたいのですけれども、いかがでしょうか。

大変大きな分かれ道だと私自身も思っています。これは議長というよりも、一委員としての意見なのですけれども、このテーマを前向きに取り上げていこうとすると、住宅地域ではだめと言ったら何をやっているのかわからないという気がするのです。

安念委員 そうなのです。おっしゃるとおりです。

岡議長 そのところは踏み込まざるを得ない。そうしないと、シェアリングエコノミーの一分野である民泊は広がっていかない。だからこそ、佐久間さんが大変強調されているのだけれども、周辺住民の問題をいかに解決できるのかということと同時に整えておかないといけないという意見がより重要になってくるわけです。

もちろん、全てなくなるわけではないけれども、住宅地域以外でやっている分には、ひ

よっとしたら周辺問題は多少軽くなる。住宅地域でそれを認めた場合には、周辺住民の問題は絶対に避けて通れない。この辺のバランスをどうするのかということについては、安念さんの御意見を聞きたいです。

安念委員 先ほど申し上げましたように、知恵がないのです。申し訳ありません。でも、ここは、踏み込まなければ、何もできないのです。

岡議長 佐々木さん、どうぞ。

佐々木委員 こういう議論は、もうされていたり、調べているのかもしれませんがけれども、下宿という、昔から学生を泊めているものがあるわけで、あれは住居の地域でもいいわけです。例えば我が家に友達が1か月住みますというのも、構わないとすると、住居のエリアだからだめということは、きっとなくて、それを認める中で、人数制限なのか、そういうところで見られるのでしょうかというのが、一つの考え方です。

あと、また全然違うのですが、保育ママさんというものがあって、6畳以上であれば、自宅で子供たちを何人預かってもいいというものがあります。そういう意味では、これも他人の子供たちが家に来たりするわけです。これも住居エリアでやっているのではないかと思います。

なので、いろんな意味で、横を見ながら、私も住居エリアでやらないのは、変だと思うので、もっと言えば、おもてなしという意味で、私たちが海外留学生を泊めたりするのとも似ていると思うと、いろんな形で行われているはずなので、人数とかではないかと思いつながら、今、話を聞いておりました。これは意見というより、コメントです。

岡議長 事務局、今の下宿というのはどういうカテゴリー、定義の下で行われているのか、法的な関係、裏づけがあるのですか。

安念さん、お願いします。

安念委員 我々が学生のころにあった下宿というのは、旅館業法の範疇ではなくて、単なる賃貸借契約であるという整理です。旅館業法の中にも、下宿営業というカテゴリーはあるのですが、これは1か月以上でして、設備の要件がいろいろあるのですが、今日では実例がほとんどないので、余り考えなくてもいいというカテゴリーになっております。ですから、一番最初におっしゃった、いわゆる下宿というのは、そもそも旅館業法上の旅館ではないという整理になっているために、旅館業に関わるいろんなレギュレーションは免れていると、お考えいただければいいと思います。

岡議長 ありがとうございます。

大田さん、どうぞ。

大田議長代理 大田議長代理 民泊が必要だというときの議論が二つあって、一つは、今、ホテルが足りないから、泊める場所をふやそうという、量的な話。これだと、今のエリアから住宅地域に侵食していくということです。

もう一つ、普通の生活の場を味わってもらおうといいますが、新たな宿泊の経験をしてもらうという捉え方、宿泊の多様化です。民泊は、宿泊の多様化として捉えることが必要で、

そうすると、普通の住まい方を味わってもらおうような泊まり方に対する規制ということで、規制のあり方を考える必要があるのではないかと。だから、普通の住宅地域に入っていくのですけれども、それは住まうという形での規制にするということで、考える必要があるのではないかと思います。

岡議長 ありがとうございます。

佐久間さん、どうぞ。

佐久間委員 今の大田議長代理の話は、非常によく分かるのですけれども、今の実態で先行しているのを見ると、ざっくり言ってしまうと、年間100日とか、200日、自分の部屋を貸して、お金をとっているというのが実態で、完全にビジネスとしてやっている方が多いということなので、まずその問題があります。

次に、今も実態的には行われていますけれども、有料で年間100日もやっているような人は、留学生を受け入れたり、外国の人を受け入れて、それを営業で、お金をとって、年間100日、200日やっている人は、余りいないのではないかとということなので、まずは年間100日とか、200日、有料でやっている実態をどうするかということが、先決なのではないかという気がいたします。

以上です。

岡議長 翁さん、どうぞ。

翁委員 先ほどの安念先生の問題提起は、用途地域でどう考えるか、それを線引きにするかどうかということでしたが、先ほど大田先生がおっしゃったような意味で、家を味わってもらおうというのも、一つの魅力であると考えますし、4ページのところに書いてあるように、ホストがいるか、いないかというところが、一つの切り口になるのではないかと思います。いかがなのでしょう。

岡議長 佐久間さん、どうぞ。

佐久間委員 それもおっしゃるとおりなのですけれども、実態はほとんどホストがいない状態が大多数というのが、少なくともこのワーキング・グループで、いろいろ聞いた結果に近いのだと思います。

岡議長 ありがとうございます。

大崎さん、どうぞ。

大崎委員 そうではあるのでしょうかけれども、一方で、例えばホストが夏休みでいないから、別のところに行っているの、その間、貸すというのも、本来の正統的な民泊の一つの典型的な例だと思ってしまうので、ホストがいなければだめみたいにしてしまうと、実態からかけ離れた規制になってしまうので、その辺は、一部で起きている問題に余りに引きずられないというか、もちろん近隣に迷惑をかけるような使い方というのは、大いに問題なのですが、それは通常の賃貸借でも、変な人が入居したりしたら、現実に起き得るし、起きている問題でもあるのです。そうだったら、マンションを買って、賃貸するのを禁止しろという話には、すぐにはならないわけで、実際になっていないので、そこは余り拙速に議

論しないように、是非ほかの会議体にもお願いをしたいところだと思います。

岡議長 貴重な御意見ありがとうございます。

我々のこの提言も、いろんな切り口の課題をしっかりと解決する形で、是非スピードアップして、答えを出してほしいということ、関係省庁、特に我々の答申、実施計画から生まれている厚労省と観光庁の検討会議に対しては、私どもの意見を提示して、そこでの検討に活かしていただくということであって、我々は提言の中で具体的にこうすべきだということまでは言い切っていない。ただ、いろんな切り口の課題にしっかり対応してくださいということが意見の骨子になっているわけであります。

ですから、参考のところにもありましたし、今の大崎さん、佐久間さんの御意見にもありましたように、家主が住んでいる状態で貸す場合と、家主が住んでいないところを貸す場合も、両方検討してください。それから、住んでいる場合も、ゲストが来たときに、夜一緒にいるという意味の住んでいるのと、昨日まで住んでいたのだけれども、ゲストが来たときだけは空き家の状態になるという形とか、いろんなパターンがあると思います。

今の部分だけを言いますと、外国でも1年のうち90日以上住んでいることを条件とするということが議論されていると伺っておりますので、365日全く住んでいないところを貸すのはいかがなものかという意見もあるように伺っております。

それから、戸建てと集合住宅の問題です。集合住宅、特にマンションの場合には、殊更周辺住民の問題が深刻になるので、もしもそこまで踏み込むのであれば、そこまで踏み込む必要ではないかということも、私どもとしては、意見として提案しようというのが今日の内容になっていると思います。

滝さん、どうぞ。

滝委員 この問題は、難しいのですけれども、解決しなければいけない問題だと思います。

家主が住んでいないところを貸す場合のサービス提供者について、前にも意見として述べたのですが、既存の宿泊事業をしている人たちには、届出のような形の中で、大きく開放するというか、やっていただけるように進める。現実には宿泊事業に全く関係ない人が、又貸しの中で、90%ビジネスとしてやっているといるという実態があるわけですが、そのような新しくやるケースの場合には、それなりの条件とか、場合によっては、認可のような要素が必要だと思います。

既存の宿泊事業者はやりたがらない面があると、そういう話を聞いています。しかし、この領域はものすごく大きなビジネスでもあるので、従来の流れとして、最後はやはり既存の宿泊事業者との問題があると思います。既存の宿泊事業者は、宿泊業のいろんなことを知っていて、健全にやっておられます。ですから、既存の宿泊事業者が新規事業としてやるケースの場合には、規制的には新しいルールになるのだと思うのですけれども、届出だけでいいというようにする。でも、新しくやる人たちに対しては、それなりのルールを設ける。これは段階的に変わっていくのだと思いますが、最初は厳し目のルールからスタ

ートしてもらおうというやり方も考えてもよさそうに思います。

岡議長 ありがとうございます。

今の滝さんのお話で、私どもの提言の中に「段階的」という言い方が入っていますが、ここで言わんとしていることは、民泊を積極的に前向きに取り上げるというスタンスであっても、いろんな課題があるから、最初はこのような条件の下でスタートし、場合によっては、時間がたったら、さらにそれを緩和していくというような手法も是非検討してみてくださいという言い方をしております。

それと、御指摘のイコールフットィングの問題がございまして、ヒアリングの中でも、旅館、ホテルの業者の方、特に旅館業者の方が大変厳しく反論しておりましたので、そういう意味では、既存の旅館業者の方々とのイコールフットィングというものも、我々としては考えていくテーマだろうということで、意見書にもその点触れてあるわけでありまして。

私どもの意見を踏まえて、検討会の方で、そのような課題をクリアしたような、いい取りまとめ、案が出てくることを期待して、我々として、こういう点は検討の視点・論点として必ず入れてくださいということは、この中に明記しておく必要があると思ひ、この案を今日提出させていただいたわけでありまして。

大きなところは、このような考え方でよろしいと私は了解いたしましたので、先ほど御指摘いただいた点について修正を加えて最終案とするということで、内容については、私と大田さんに任せていただくということでよろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

岡議長 それでは、そのような形にいたします。

事務局、どうぞ。

刀禰次長 議長と代理に御一任いただければ、ありがたいと思いますけれども、今、考えている点を申し上げますので、何かございますれば、お願いいたします。

1の(3)でございますけれども「従来のような事前型の業規制」と書いてございますが「従来のような」の後に「サービス提供者に対する事前型の業規制」と入れると、文意が明確だと考えます。これが1点目でございます。

2点目ですけれども、外部不経済への対応を仮に強調して書く場合の文案でございます。多少長くなりますが「(別紙参照)」というところが、2ページ目の(3)の最後にありますが、その後ろに一文を追加するというので、いかがかと思ひます。読みますと「特に、周辺の住民との関係で発生する外部不経済への対応は、民泊の円滑な推進のために避けて通れない重要な課題である」。改行しまして「これら課題への対応策を」とすれば、強調はされます。ただ、ほかの点も大事だという御意見があるかもしれませんので、この点だけ強調することについてのコンセンサスがあれば、そのようにさせていただいても、よろしいのかもしれない。

あと、4ページ目の「投機目的」は「投資目的」に直すという3点が、今、御提案があったと認識をいたしております。

岡議長 ありがとうございます。

特に2点目のところについて、もう一度、皆さんの御確認をいただきたいのです。要するに、外部不経済の問題、周辺住民の問題を多少強調した形で記載することについて、「てにをは」はともかく、今、事務局から一案を提示してもらいましたけれども、そういうことでよろしゅうございますか。

(「はい」と声あり)

岡議長 ありがとうございます。

それでは、本日の案をベースに、そのような修正を加えたものを今日の会議での決定事項として公表したいと思っておりますので、御了承いただきたいと思っております。

ありがとうございました。

途中だったのですが、大臣は先ほど公務のため失礼すると、皆さんよろしくと言って退席されましたのでお伝えしておきます。

続きまして、議題2の「インバウンドの急増を見据えた規制改革について」でございます。まず、資料2について、事務局から説明をいただきます。よろしく申し上げます。

佐久間参事官 それでは、資料2をごらんください。

「インバウンドの急増を見据えた規制改革について」ことで、まず1で規制改革ホットライン(インバウンド・観光関連)集中受付の結果について御報告いたします。

11月いっぱい受け付けておりましたけれども、受付件数は248件でございます。

企業・団体からの提案が34件で、個人から214件、いつもと企業、団体と個人の比率が逆になったような形で意見は集まってまいりました。

主体別の内訳は御覧のとおりでございます。

次に提案内容、どのような内容であったかといいますと、まず、民泊サービスの提案が大変多くて、この248件中、213件が民泊サービス関連のものでございました。提案内容としては、法整備に関するもの。旅館業法の改正という声もありますし、民泊サービスの実態に着目して新たな法規制の制定を考えるべきだというような話もございました。

あと規制緩和に関するものということで、特に最低宿泊日数の規定の要件、現実的なものにしてほしい。特区では7日とかと定められたりしていますけれども、それは現実的ではない。規制のルールを整備するに当たっては最低宿泊日数の規制を撤廃すべきとか、2日間にしてくれとか、さまざまな意見がございました。

2ページ目でございますけれども、許可手法に関するものということでございます。近隣の住民等の理解を得るために、行政から民泊の認証カードを発行してもらいたいであるとか、行政の申請手続の簡素化とか、あるいは全国の統一化といったようなお話がございました。また、構造設備の規制の明確化及び緩和ということで、客室床面積等々、ここに掲げられているような事項についての基準の明確化ないし緩和の要求がございました。

また、先ほど来、お話に出ておりました建築基準法の用途地域制限の緩和ということで、現在の旅館業法を前提にすると、商業地域でないと営業ができないので規制緩和してほしい

いでありますとか、そういった建築基準法と用途制限に関して厳しい規制を取り除いて、立派な人が民泊サービスに参入できるようにしてほしいといったような要望がございました。

また、各地域にホームシェア推進協議会の設立ということで、観光業界とか旅行代理店とか宿泊業とか不動産業とか、地域住民とか、もろもろの関係者による協議会のようなものを設立してというようなアイデアも提示されました。

そのほかの提案でございますけれども、通訳案内施設の見直しというのが次にございまして、これは3件ほど寄せられておりました。これについては、詳細の提案の中身について添付資料で付けてございますけれども、従来から続いている業務独占資格制度を廃止して、名称独占制度のみ存続させる規制改革を実施してはどうかとか、あるいは通訳案内士の不足を解消する観点から、制度のあり方とか試験内容を見直すべきではないか。あるいは通訳案内士を必要とするツアーのガイドライン化。どういう場合は必要で、どういう場合は必要でないかということガイドラインによって明らかにしてほしいといったような要望が出されてございます。

その他でございますけれども、主な提案としては、次の2点になります。

一つ目は道路運送法の関係で、交通の未整備地域における2次交通手段として、観光施設とか宿泊施設が所有している送迎バスの運行範囲。今は駅から宿とか施設への送り向かい程度が認められているのですけれども、そこをもう少し拡大できないかといったような要望がございました。

あと訪日外国人旅行者向けの貸切バスの営業区域。現在、需要に対応するため、特例措置が執られていますけれども、そういうものがさらに拡大できないか。あるいは日本人向けの貸切バスにも同様の措置を適用できないかといったような要望がございました。

入国管理の関係ですけれども、訪日外国人が出入国管理カードを事前に記入できるように様式をネットにアップしたりとか、将来的にはそういったITなどを導入してカード自体を廃止するとか、事前登録化とかというのを検討できないかというのが一つ提案としてございました。

二つ目として、入国時に自動化ゲートを利用する訪日外国人に対する免税販売制度の周知強化。これは自動化ゲートを通るのは別にいいのですけれども、後で国内で物を買って消費税の免税を受けるといときに、認め印を別途押してもらわないと免税を受けられないということで、それをよく知らない人との関係で若干トラブルになったりすることなので、制度の周知をしてほしいというような要望がございました。このような提案が主に寄せられたところでございます。

最後、3ページ目でございますけれども、今後の進め方について事務局としてこうしたらどうでしょうかということを書かせていただいております。

一つ目の民泊サービスにつきましては、もう既にいろいろ検討が行われておりますので、寄せられた提案も参考にしながら検討を進めることとしてはどうかと考えております。

二つ目の通訳案内士制度でございますけれども、近年特区活用した制度改正、地域に限定して認めるようなことというのは若干されているのですけれども、制度制定以来の基本的な枠組みは変わらないまま経過しております。ホットラインに寄せられた提案でもインバウンドが急増する中で、通訳案内の担い手の不足とか、多様化するニーズへの対応といった問題に十分対応し切れなくて、制度のあり方を見直すべきとの提案もなされているところがございますので、本件については今後の本会議において取り上げることとしてはどうかと考えております。

その他、上記（１）（２）以外の提案でございますけれども、これについては関係ワーキング・グループで分担の上、必要な検討を進めることとしてはどうかと考えてございます。

説明は以上でございます。

岡議長 ありがとうございます。

それでは、本件について意見交換をさせていただきたいと思っております。集中受付期間に届いた案件について何か御質問があればと思いますが、今説明のあったような形で分類をさせていただいておりますので、皆様方からの意見としては、むしろ今後の進め方のところに関わることになろうかと思っております。もちろんほかのことでも結構でございますけれども、その辺を中心ということになろうかと思っておりますので。

では、浦野さん、お願いします。

浦野委員 この通訳案内士の関係ですけれども、これは是非本格的に進めるという意味で、本会議で取り上げるというのも私は賛成であります。

今、地域の中において、観光事業というのはどの地域にとっても非常に大切なものになってきてまして、まずは外国人観光客の方々以前に日本人の観光客の方に対して、各地域において、例えば歴史とか自然環境とか、風土とか、食文化とか、お祭りとか、そういったさまざまなものについて、ボランティア的に、年齢層で言うとそれこそ小学生の案内人から始まって高齢者の方まで、これが非常に人気が出ているのです。そういう場合に、全くボランティアで観光する方もそれに甘えているかということではなくて、やはりその地域の例えば文化遺産の保存とかということに対して寄附するような形で、今、そのことはうまく回っているのです。それぞれ地域の方々が地域の中でそういうことをやっていくのだという構え方が非常に大切だと思うのです。

これが日本人に非常に今、受け始めているということは、いずれ2,000万が4,000万、5,000万という時代になったときに、地域の中で外国人観光客が日本らしさを味わうという意味から行くと、今の通訳案内士の中身では全く間尺に合わない。これはボリュームのこともそうですし、中身のこともですね。通訳案内士の試験に地域のことがいっぱい出てくるわけではありません。そんなことも含めて、通訳案内士を否定するわけではなくて、それはそれで必要なんでしょうけれども、もう少し緩やかに考えていただいて、無償のボランティアだけに頼るということがあってはならないなという思いで、やはり地域の観光事業をう

まく捉えていくという流れの中で、通訳案内士の規制の緩和というよりは、もう少しやわらかい制度で、地域でみんなが活躍できるようなものを考えていただければと思います。

以上です。

岡議長 ありがとうございます。

佐久間さん、どうぞ。

佐久間委員 ありがとうございます。

今、浦野さんがおっしゃったこと、そのとおりなのですが、通訳案内士制度の問題点を非常に分かりやすく行ってしまう例として、バードウォッチングというのが今地方ではやりで、そのときの案内を大学の先生がやる。当然、鳥の生態について詳しい。たまたまお連れした中に外人の方がおられたので英語でしゃべった。そうすると、その大学の先生は通訳案内士の資格がないので違反だということが究極的には罰金ということになりますという例。

あともう一つは、野沢等のバックカントリーで、今、皆さん、スケートボードで裏山を下る。このときにスケートボードの先生が連れて行って上から滑りおりるときに当然道案内もしなければいけない。その中にたまたま外国の方がいたので彼に英語ではそこは危ないと言ったとたんに通訳案内士ではないので違反で罰金。こういうことになるので、そういうことはやっていませんという地元の人がいるわけです。

本来、そこはちゃんとガイドをつけて外国の人がいたら英語でそこは危ないと言わなければいけないのだけれども、それができないので勝手に滑っているという問題もあるので、そもそも通訳案内士というのが要るのかどうかというところを議論する必要があるということだと思います。

以上です。

岡議長 佐久間さん、今、御紹介いただいた二つの事例はともに報酬はとった上でのことですか。

佐久間委員 もちろん、そのとおりです。ですから、これは無料でやる分には全く関係がございません。当然営業としてバードウォッチングのツアーを組んで、大学の先生を講師にして、鳥に詳しいのでいろいろお話をしたときに英語をしゃべると、その先生が通訳案内士の資格がないと違反だということで、もちろん全て営業、ビジネスとしてやった場合の話です。

岡議長 佐々木さん、どうぞ。

佐々木委員 きっと同じようなことが和食を教えるのを家で外国人にやって、英語で教えていたら英会話スクールにするのか、それをガイドとするのかということも大体曖昧になってくる時代だと思いますし、一方で、私などは通訳者をたくさん抱えているわけですが、私たちの会社は通訳ガイドはしていませんので、そうすると、来日お客様に通訳でビジネスでついて行って、そして、ここの寺は何だと聞かれたときに答えていいのか

という問題がありまして、例えば日常会話の中で答える、移動中にこれはこうなのよねと言っただけけれども、それが例えば間違っていたり、ガイドの試験というのはそのためにあるわけですが、年号が間違っていたとか、地域が不足しているからこの通訳はだめだと言われても、逆に通訳者は通訳をするためのものでガイドの知識があるわけではないということで、常に微妙なところに立っているのです。

なので、本当に様々な角度からおもてなしをするので、そもそもの通訳案内士という制度は実は語学力はそんなに問われていなくて、むしろガイドの試験のもので、そして、全国型でございますから、先ほど佐久間さんがおっしゃったように、富岡製糸場などはそういう意味では小学生のガイドさんがいたりして、日本語ですけれども、みんなボランティアで教えているとかという例があったと思いますが、各地各地で切っていくといういろいろな考え方ができるので、規制を見直すのにいい機会ではないかなと思っております。

岡議長 事務局、分かったら教えてほしいのですけれども、現在、通訳案内士というのはどれくらい登録されているのですか。

佐久間参事官 26年末で1万7,000人ぐらいです。27年の数字を拾うともう少しふえている、1万9,000人ぐらいという数字もあります。

岡議長 それくらいの人がいるそうです。ほかいかがでしょうか。

林さん、どうぞ。

林委員 通訳案内士も含め、今回の集中受付について、248件中、個人の方からのものが214件もあり、全体のうちの213件が民泊サービスについての御意見ということは、やはりどれだけ民泊サービスの件について国民の関心が高いかということを示しているのではないかと思います。ここで寄せいただいたこういった御意見については、現在、民泊サービスについて検討されている関連会議に、当会議から正式にお伝えし、また、お伝えしたということをごいう意見を寄せていただいた方にもフィードバックすべきではないかと思っております。

また、今後、通訳案内士など、この会議で取り上げるということについても賛成でございます。この通訳案内士の件も含めて、昭和二十何年代の法律というものが何かにつけて、今の時代に合わなくなっているという事実がございますので、これについても速やかに見直していくべきではないかと思っております。

岡議長 ありがとうございます。

今の林委員の前段の部分については、是非事務局で整理して、集中受付でこういう声があったということに関係会議体に報告していただくということをお願いいたします。

森下さん、どうぞ。

森下委員 林先生と絡むのですが、これは具体的にどういう形で各関連会議に提案していったら、回答なりがこちらへ返ってくるかというところの確認はしたいなと思うのです。伝えただけだと非常に向こうもいろいろな案件を持っていると思いますので、先ほど来あったように、かなり多くの質問が来ている中で、ちゃんとそれに対してどういうようにな

ったかというのは、こちらとしても答える必要があるのかなという気もしますので、事務局の方に確認したいのは、段取りというのはどういう形になるのかお教え願いたいと思うのです。

佐久間参事官 段取りとしては、これ自体は通常のホットラインの受け付けと同じ段取りを踏むということで、いただいたものについてまず規制改革要望が含まれているか、含まれていないかというのを確認してということですね。民泊についての要望とかいろいろあるのですけれども、全てが特定の制度について具体的にこうしてくれという制度ばかりではなくて、もっと民泊を促進してくれとか、抽象的な要望のものも多々あるのです。そういったものについて、こちらに全部回答しろといっても、所管省庁側からしたらなかなか難しいようなところもあるので、そこを仕分けして、規制改革要望が含まれたものについては要望を出して、返ってきたらまた対策チームにお諮りしてということになる。

森下委員 仕分けをするのは大事だと思うのですが、ホットラインのものは下手すると1年とか1年半後に返ってくるものが結構あったりするので、それだと全然タイムスケジュールに間に合わないの、そのタイム管理だけはしっかりしないと、せっかく送っても全部決まった後で返ってくるのでは余り意味がないかなと思います。

佐久間参事官 もちろん、そこはそのとおりでございますが、ただ、最近のものについては、極力原則2週間で投げておりますし、遅くとも1か月程度には回収するということであるべく集めておるので、ここ最近、検討を要請したものについてははしかるべきタイミングで答えはいただいております。

刀禰次長 補足いたしますと、今回、集中受付で取り扱って、この議題については観光インバウンド関係は今期の柱に立っている項目でございますので、手続的には飽くまでもホットラインの集中受付ですので、ホットラインの所要のルールにのっとって対応いたしますが、その中で具体的にまず一つは、今の通訳案内士の問題などは回答を待たずに検討を始めていくことになるということがあろうかと思っております。

その他の点につきましても、今後、年内に速やかに検討要請を恐らくされると思いますので、されたものについての回答、通常は1月の中旬ぐらいに恐らく返ってくると思うのですけれども、その返ってくる回答を見ながら、先ほどの(3)であったその他の部分を各ワーキングでも御検討いただかなければいけない部分が出てまいりますし、民泊の部分については、今、参事官から申し上げたように、規制改革要望でないものについては、推進をしてくださいという意見はある意味では世の中の声という事実でございますので、具体的な規制改革要望についての回答は今後の議論の当然参考にしていくということで、そこは意識してしっかり見ていきたいと考えております。

岡議長 今の事務局からの説明に若干補足させてもらいますと、ホットラインの集中受付ですから、これからのフォローアップの仕方は、基本的には通常のホットライン案件と同じだと思います。ただ、先ほど林さんが言われたように、せっかくこれだけの声が集まってきたのだから、ホットラインの通常の取り扱いに加えて、厚労省、観光庁の検討会に

も報告するというのもやったらよろしいのではないかと思い、事務局にその旨を指示したわけです。

もう一つ、圧倒的に多い民泊については、この集中受付をやったときから時間が大分経過しているわけですが、今日規制改革会議としての意見を取りまとめましたので、これを公表するという事は、当然ホームページにも載せるわけですから、この集中受付に投げたいただいた方々に我々の意見を見ていただくと、自分たちの声が反映されたという部分がかかなりあるのかなという期待があります。しかし、同時にホットラインとしてフォローアップするものはきちんとフォローアップしていくということになるのかなと。

それと、今日の会議で皆さんに御賛同いただければ、通訳案内士についても、本会議テーマとして取り上げますよという結論をホームページに記載することになるわけですが、この関係で集中受付に要望を投げたいただいた方々にとっては、とりあえず取り上げてくれたのかということになっていただけるのかなと。

その他の2テーマについても、各ワーキング・グループでフォローアップすることが決まれば、その旨を公表、ホームページに載せることになりしますので、かなりフィードバックという意味ではできるのかなという思いがしております。

ほかはいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、本件については、「インバウンド急増を見据えた規制改革」ということで、我々が検討してきた一番の目玉である「民泊サービス」については先ほど意見を取りまとめたところですが、これに加えて、「通訳案内士制度の見直し」についても、今後本会議で取り上げ、関係ワーキング・グループと連携して議論を進めていくということで進めたいと思います。

また、その他の二つの事項については、関係ワーキング・グループでしっかりとフォローしていただいて、必要に応じて、この場でも議論するという方向で進めるということでもよろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

岡議長 ありがとうございます。

では、そのような形で進めさせていただきます。

続きまして、議題3の「規制改革ホットライン」、これは毎回のことでございますが、この時点での状況について、資料3-1及び3-2に基づきまして、事務局から説明をお願いいたします。

佐久間参事官 まず、資料3-1を御覧ください。規制改革ホットラインの運用状況について、説明いたします。

受付件数ですけれども、累計で11月15日現在の数字ですが、3,963件でございます。続きまして、2ポツの所管省庁への検討要請状況でございますけれども、規制改革会議への前回の報告、先月の12日にさせていただきましたけれども、それ以降、所管省庁に新たに検討要請した件数は274件でございます。

多くは10月の集中受付で受け付けたものでございます。その内訳は健康・医療ワーキング・グループ関連が21件、雇用関連が19、農業関連が8、投資促進等関連が209、地域活性化関連が17件ございまして、累計では2,357件ということになってございます。今回検討要請いたしました274件につきましては、ワーキング・グループごとに提案事項名を記した資料を添付してございます。

次に、所管省庁からの回答ですけれども、今期はこれまで313件回答を得ております。前期までの数と合わせまして回答総数は2,161件でございます。313件の内訳ですけれども、対応が9件、検討に着手が35件、検討予定は51件等々となっております。

以上が資料3 - 1の説明でございます。

引き続きまして、資料3 - 2の説明に移りたいと思います。

資料3 - 2は、今年の9月26日から11月20日までに所管省庁から回答を得た提案事項44件につきまして、ホットライン対策チームにおいて内容審査を行った結果ございまして、各ワーキング・グループにおいて、さらに精査、検討を要すると認めたものについては、この下に書いておるとおりでございます。 、 、 の印は従来と同じですので省略いたします。

健康・医療ワーキング・グループ関連では、社会福祉法人の財産への担保設定における行政庁の承認の不要化など2件が というところでございます。

投資促進等ワーキング・グループの関係でございますけれども、 、 にあります風力発電の環境アセスメント関係の要望等3件にワーキング・グループで取り上げたということで がついております。

次に の普通自動車の乗車定員規制とか、車検の見直しに関する要望等3件が ということで、所管省庁にまずは規制シートを作らせてということを考えてございます。

ほかに四つほど 、事務方でさらに精査するという案件がございます。地域ワーキング・グループの関係につきましては、倉庫業倉庫に関する規制の見直しほか3件に 印ということでございます。

次のページに記載してありますけれども、これ以外、今、申し上げました提案事項以外のものにつきましても、引き続きホットライン対策チームの精査・検討の対象としまして、必要に応じて各ワーキング・グループにおいて対応することとしてはおります。

今、簡単に触れました提案内容と各省庁からの回答内容の詳細については、次ページ以降に記載しておりますので、御確認いただければと思います。

以上です。

岡議長 ありがとうございました。

佐久間さん、何かコメントがあればお願いいたします。

佐久間委員 ありがとうございました。

今回は投資促進等ワーキングの中で風力、地熱、火力についての環境アセスについての手続についての問題点が指摘されて、迅速化をという話。同じ投資促進等ワーキングの 、

先ほど紹介がありました普通自動車の定員規制見直し。これはどういうものかといいますと、今の大型自動車免許というのは、10名を超えるものについて必要だと。ところが、10名とか15名とかというのは、人数で当然決まっているわけですが、車の大きさが同じで、では15人乗れるものも結局は普通自動車免許ではなくて大型自動車免許が必要だと。つまり、何で差をつけるのか。つまり、車のサイズは一緒、外形は一緒、にもかかわらず定員数が違うと免許が違う。それはたくさん人が乗っているから。ただ、そういう人の数で言うと、人の乗っていないトラックは普通免許でいいのかという話なので、この辺は自動車の安全性能の向上とともに見直すべきではないかという話です。これはある意味では観光業の方から出ています。旅館の人がお客様を運ぶときに普通自動車免許では運べないので困る。こういうところから来ています。

もう一つの車検は、昔から言われているのですが、4期目に入りますけれども、なぜか一度も取り上げられていなかった、ある意味では効果も大きい問題ですが、それがホットラインで挙がってきたということです。ここで としている。ただ というのは規制シートの作成対象として、再検討をその中でしていただきたいということでございます。

以上です。

岡議長 ありがとうございます。

それでは、今の説明に対して、御質問、御意見がございましたら、お願いいたします。よろしいですか。

では、また新たに受付けた案件あるいは所管省庁から回答のあった案件については、各ワーキング・グループでフォローアップをよろしくお願いいたします。

それでは、最後の議題4の「規制レビューについて」に移ります。

まず、資料4 - 1から4 - 3について、事務局からの説明をお願いいたします。

渡邊参事官 資料4 - 1が規制の見直し周期の設定に係る経緯をまとめてございます。

まず、平成26年の実施計画におきまして、規制のうち、法律、法規命令、通知・通達等の形式により制度化されたものについては、見直し周期を設定する。その周期を最長5年とするということを決定的に決定してございます。

その後、各省の調査などもいたしまして、(3)の中ほど、棒線のところでございますけれども、規制改革会議の本年5月の会議におきまして、見直し周期の設定状況について事務局に6月までに報告するということを求めております。

あわせて、本年末までに見直し年度・周期を修正した上で、ホームページで公表するということを決定いたしました。今回、6月末までに報告という部分について、関係省庁が確認、精査の上で取りまとめたものでございます。

なお、この年末までのホームページの公表というのは、本年6月の実施計画において閣議決定をされておりますので、その状況はフォローアップしていきたいと思っております。

資料4 - 2でございますけれども、各省から報告がございました見直し周期の取りまと

めをしたものでございます。

1 ページ目が法律の関係でございまして、各省ごとに何年度に見直しをするかというものをまとめてございます。いずれも最長5年ということでございますので、32年度までに見直しをするということで、合計430件ということになってございます。

2 枚目が政省令以下でございます。同様に各省ごとに平成32年度までの間に見直しを行う年度を決めていただいております。こちらは合計約3,800件ということで、法律と政省令以下をあわせて見直しという形が多いと思いますけれども、それぞれ各省においてこの決めた年度で見直しを行っていただくということで、今回このような形で初めて取りまとめをして公表するというようにしてございます。

資料4 - 2の別添の分厚い方、こちらはそれぞれ各省ごとに法律の単位で政令、省令、告示、通達、それぞれの見直し年度を整理してございます。分厚い資料ですが、御参照いただければと思います。

最後、資料4 - 3でございますけれども、第53回、11月19日の会議におきまして、規制シートの作成対象となる法律に関する政省令等に係る規制の名称リストというものを配付、御説明をいたしました。

その際に、長谷川先生から、各省のリストを見ると、政省令以下、告示、通達などが膨大にあるけれども、金融庁の銀行法などは通知・通達がないということは不思議であるとの御指摘がございました。それについて金融庁にも御確認をいたしまして、その結果、金融庁は平成10年の金融監督庁の発足の前に、金融関係の通達等につきましては、全面的に見直して廃止をしたということだそうでございます。

これまで通知・通達等で定めていた規制につきましては、全て内閣府令あるいは告示の持って行って、それから、単純な法令解釈については事務ガイドラインにするということで整理したということだそうでございます。

一方で、告示につきましては、11月の本会議の資料におきましては、告示自体は新たな規制としての効果を創出するものではないという整理がされて、掲載をしていなかったということでございますけれども、御指摘も踏まえて、改めて検討を行った上で、告示についても法律に合わせた見直しの対象ということで今回掲載をいたしましたということで差しかえをしたいということでございますので、今回資料をお配りしておるものでございます。

説明は以上でございます。

岡議長 ありがとうございます。

ただ今の説明に対して御意見、御質問がございましたらお願いいたします。

長谷川委員 今の御説明で、いつ変えたとおっしゃいましたか。

岡議長 事務局、お願いします。

渡邊参事官 平成10年6月、金融監督庁が発足する、その前に整理をしたということで通知・通達等については、全面的に見直して廃止をしたということだそうでございます。

岡議長 長谷川さん、よろしいですか。

ほかはいかがでしょう。林さん、どうぞ。

林委員 まずは膨大なリストを作成してくださった事務局と、それに協力していただいた各省庁の皆様に、本当に感謝を申し上げたいと思います。これは大変な作業だったと思うのですけれども、非常に意味のある作業だと思うのです。

いわば、規制の棚卸しをしたわけですので、今後、これをウェブサイトで今後公表することなのですからけれども、また埋もれていかないようにウォッチングして、この後の規制改革で大事な材料として活用されていくようなシステムを考えていかなければいけないと思います。

ありがとうございました。

岡議長 ありがとうございました。ほかいかがでしょう。よろしゅうございますか。林さん、ありがとうございます。実は、今言っていたことを私も言おうと思っていたのです。

この規制レビューにつきましては、私どもとして、その規制を所管している省庁自らが、環境の変化、時代の変化に即して、主体的に積極的に見直していってもらうような体制を是非作りたい。時間がかかっても、是非そのように持っていきたい。それを実現するための一手法としてスタートしたわけであります。前期がその1期目だったわけですが、大変少ない数でした。これは我々の事前の知識といいますか、勉強が足りなかった面が多少はあったのですけれども、今期に入りまして、既に前期を超える数の規制シートが作成されておりまして、また、規制の見直し周期の設定状況について、本日このような形で報告がございました。この所管省庁の取組姿勢に関して、世の中に対して透明性を示すと同時に、当初の狙いであります所管省庁が必要に応じて自主的、主体的に規制を見直す。そういう体制が少しずつではありますが、整いつつあるのではないかという意味で、私も評価をしたいと考えております。これらの取組に対する所管省庁の尽力というか、努力に対しては感謝の意を表してもいいのかなと思っております。

その上で、所管省庁には、設定していただいた見直しの周期に従って、しっかりと、より積極的に、規制の見直しを進めていただくことを強く期待したい。このような我々の考えを、評価、感謝の気持ちと同時に、しっかりと規制の改革に向かって取り組んでほしいということも所管省庁に伝えていきたいと思っております。

以上で、本日の議題は全て終了いたしました。私から一言御報告をさせていただきたいと思います。

「地方版規制改革会議」の件でございます。前回の12月4日の本会議で御承認いただきました、全国の都道府県知事、市区町村長に対する地方版規制改革会議設置のお願い文書が12月14日月曜日に事務局から発送されました。それと並行して、私自身が関係各団体に出向いて側面支援をお願いすると申し上げましたが、最初の日本商工会議所では、商工

会議所としても地方版規制改革設置に向けて協力させていただきますと大変ポジティブに受け止めていただきました。これは今日の出来事なのですが、商工会議所から連絡がありまして、全国 514 の商工会議所に対して、規制改革会議から全国の自治体にこういう形の要請が出ているので、商工会議所の立場からも、地元の首長に対して設置を働きかけていただきたいというような依頼をしていただいたと、大変ありがたいお話をいただきました。

経団連の方は年明け早々ということになります。また、地方六団体につきましては、事務レベルの話はもう済んでおりまして、あとは先方の都合に合わせて、私が出向いてお話をさせていただこうということにしております。

さらに、まち・ひと・しごと創生本部の伊藤大臣補佐官のアポイントが取れ次第、お伺いして、連携という観点からお願いしようと考えております。

これに加えて、個別に、委員の皆様方が親しくしている首長さんがもしおられれば、皆さんから直接サポートをお願いしたいということを改めましてお願いしたいと思います。

以上で本日の会議を終了いたします。年末のお忙しいところ、また、何人か体調すぐれない方も含めて御参加いただきまして、誠にありがとうございました。

以上で終了させていただきます。